

令和6年度第2回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分から2時20分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 301会議室

3. 出席委員（9人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（5人）

1番	川端	伸造
6番	松井	成樹
9番	谷川	聡志
10番	長谷川	太佑
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 現況証明願について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	報告第1号 田から畑への形質変更届について
	報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第 6 その他

(1) 6月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： それでは、皆さんお疲れさまでございます。定刻少し過ぎましたが、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。まず初めに、丸谷会長からご挨拶いただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、1 番川端委員、6 番松井委員、9 番谷川委員、10 番長谷川委員、14 番朝倉委員、推進委員は辻下委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事 務 局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては、丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、8 番宮腰委員、11 番林委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第 5、議事に入ります。

◇ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。2 ページにお進みください。

今回、2 件の申請がございました。

1 番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は古屋石塚の〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇の耕作面積は、田28万1,980㎡でございます。耕作人数は10名、申請農地は、古屋石塚地係の田1,000㎡、古屋石塚地係の田860㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3 ページの調査書にもありますように、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

続きまして、2 番です。2 番につきましては、譲渡人は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は、田5,316㎡でございます。耕作人員は1 名、申請農地は、細呂木地係の田430㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4 ページの調査書にもありますように、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号 1 番につきましては、8 番、宮腰委員お願いいたします。

1 番： 事務局の説明のとおり、何の問題もないと思います。

議 長： ありがとうございます。続いて番号 2 番につきましては、私のほうから説明をさせていただきますと思います。当該する用地は、〇〇〇〇さんの宅地と工場の間に挟まれている土地という難点もあって、やむを得ないというふうに思いま。

それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問はないようですので、採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めま。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は北疋田にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、北疋田地係の3筆で、面積は合計521㎡、登記地目はいずれも畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図、付近図は7ページに載っています。事由につきましては、申請地は昭和28年頃まで家庭菜園として利用されていましたが、同年に住宅を建築し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は指中にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、指中地係で、面積は142㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。申請地の位置図、付近図は8ページになります。事由につきましては、申請地は平成元年までは家庭菜園として利用されていましたが、同年に車庫が建築され、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、国影地係で、面積は157㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図、付近図は9ページになります。事由につきましては、申請地は昭和51年までは畑として利用されていましたが、同年に住宅を建築し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことです。今回地目変更したいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきまして、3番北田委員、お願いいたします。

3番： 本件は事務局の説明どおりで問題ないです。

議長： ありがとうございます。

次に、番号２番につきまして、４番糠山委員、お願いいたします。

４ 番： 今、事務局の説明にあったとおり、なんら問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号３番につきまして、１番川端委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、５番館委員に調査結果の報告をお願いいたします。

５ 番： 本日午前中、糠山委員と事務局と私の３人で、現地を訪れました。現状はもう非農地ということで、農地から非農地への地目変更は問題ないというふうに感じました。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第２号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第３号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第３号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を、ご説明いたします。10ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

11ページにお進みください。公告予定日につきましては令和６年５月31日金曜日でございます。借手は３人、貸手は７人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が６筆、１万４,964㎡、うち再設定が５筆、１万２,312㎡、使用賃貸借が１筆、408㎡でございます。期間別内訳は、３年の畑が５筆、１万２,312㎡、５年の畑が１筆、2,652㎡、10年の畑が１筆、408㎡でございます。

12ページをご覧ください。集落別内訳につきましては、北金津の畑が1筆、波松の畑が5筆、北潟の畑が1筆、でございます。利用権、所有権移転につきましてはございませんでした。

13ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北金津の畑1筆でございます。利用目的はソバ、野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和6年6月1日から令和10年5月31日まででございます。新規設定でございます。

2番から6番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和6年6月1日から令和9年5月31日まででございます。再設定でございます。

7番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は果樹で使用賃借権の設定でございます。期間につきましては令和6年6月1日から令和16年5月31日まででございます。新規設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を、ご説明いたします。16ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。

16ページをご覧ください。こちらは、6月利用権分の農地中間管理事業農地借入転貸一覧です。

17ページにお進みください。農用地利用集積等促進計画（案）でございます。1番につきましては、下番の田7筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円と1万4,525円でございます。利用権を設定する者は、下番にお住まいの〇〇〇〇さんです。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんでございます。新規設定でございます。

18ページをご覧ください。こちらの2番につきましては、池口の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万3,074円でございます。利用権を設定する者は、坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さん、転貸先（受け手）は、〇〇〇〇でございます。新規設定でございます。

19ページをご覧ください。こちらにつきましては、北潟の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は物納で10a当たり42kgでございます。利用権を設定する者は、福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、転貸先（受け手）は、〇〇〇〇でございます。新規設定でございます。

20ページをご覧ください。こちらは、北潟の田7筆でございます。利用目的は水稻で使用賃借権の設定でございます。利用権を設定する者は、番堂野にお住まいの〇〇〇〇さんが2筆、番堂野にお住まいの〇〇〇〇さんが5筆でございます。転貸先（受け手）は7筆で、〇〇〇〇でございます。いずれも新規設定でございます。

続きまして21ページにお進みください。再貸付分の農用地利用集積等促進計画（案）でございます。利用権の設定を受ける土地は、高塚の田3筆でございます。10アール当たりの賃借料は3,372円です。当初の転借者は〇〇〇〇でしたが、地域内の協議による再転貸の理由により、変更後の転貸者は〇〇〇〇でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 16ページで物納という言葉が出てくるんですけども、これは中間管理機構が関係してると思いますが、中間管理機構はこの物納に対しては何も意見はないんですね。

事 務 局： 中間管理機構のほうから、意見することはないと思います。

5 番： ということは、別に物納でも全然問題ないということなんですね。分かりました。

議 長： ほかによろしいですか。

これ、こういう書き方っていうのは、やっぱ考えないとだね。

事務局： 今回から法律が変わりまして、このような書き方にさせていただきました。今後
もこうしていく予定です。

議長： ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号1番につきましては、
〇番〇〇〇〇委員が関係しておりますので、これを除く関係につきまして採決をい
たしたいと思います。「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。
それでは番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地の形状変更届出の報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」、ご説明さ
せていただきます。22ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、届出人は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございま
す。申請の土地につきましては細呂木地係の田で、面積は430㎡でございます。申請時
の位置図、付近図は23ページにあります。形質変更の理由につきましては、田とし
ての営農が困難であるため、埋立てを行い、畑として利用したいとのことでござい
ました。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、私が説明させていただきたいと思います。

先ほどの案件にもありました農地ですけれども、水田としてはどうしても耕作がで
きない状況にありますので、形として、埋立てをして、畑として利用したいという
ものでございます。

続きまして、現地調査を行ってございますので、調査委員を代表して、館委員の

ほうから説明いたしたいと思います。

- 5 番： 本日午前中、糠山委員と事務局と私3人で、現地を訪れました。事務局説明がありましたように、田としてやるのは困難ということで、畑への形質変更は致し方ないというふうに考えます。
- 以上です。

議長： ありがとうございます。では、本件につきましてご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を、ご説明いたします。24ページをご覧ください。

1番の届出につきましては、中川の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は中川にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月24日でございます。

2番の届出につきましては、角屋の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成23年6月22日でございます。

3番の届出につきましては、布目の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は布目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月5日でございます。

4番の届出につきましては、伊井の田1筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年4月13日でございます。

25ページをご覧ください。5番と6番の届出につきましては、清間の田5筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇〇〇さんが持分2分の1と、〇〇〇〇さんが持分2分の1でございます。権利取得日は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんともに令和6年3月2日でございます。

7番の届出につきましては、河間の畑1筆でございます。権利取得者は河間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成29年9月7日でございます。

8番の届出につきましては、吉崎の畑5筆でございます。権利取得者は岐阜県本

巢郡北方町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年12月29日でございます。

続きまして26ページをご覧ください。9番の届出につきましては、滝の田2筆、畑1筆、宮谷の田1筆でございます。権利取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月17日でございます。

10番の届出につきましては、細呂木の田7筆、畑2筆でございます。権利取得者は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和6年1月12日でございます。

11番と12番の届出につきましては、伊井の田11筆、畑3筆でございます。権利取得者は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんが持分2分の1と、丹生郡越前町にお住まいの〇〇〇〇さんが持分2分の1でございます。権利取得日は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんともに、令和6年2月23日でございます。

28ページをご覧ください。13番の届出につきましては、伊井の田4筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月3日でございます。

29ページをご覧ください。14番の届出につきましては、古屋石塚の田8筆、畑1筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年12月10日でございます。

15番の届出につきましては、中川の田2筆、畑2筆でございます。権利取得者は中川にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成25年10月10日でございます。

16番の届出につきましては、中番の田2筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年4月10日でございます。

30ページをご覧ください。17番の届出につきましては、吉崎の畑1筆でございます。権利取得者は吉崎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和1年8月4日でございます。

18番の届出につきましては、河原井手の田2筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月27日でございます。

19番の届出につきましては、矢地の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月9日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件についてご質問はありませんか。

4 番： 16番の持分放棄ってのがよく分かんないんですけども、これ、権利の状況がよく分からないんですけども。

事務局： こちら、所有者の方が亡くなって、3人の相続人があって、それぞれに3分の1相続される中で、お一人の方が自分は相続しないと言って。

4 番： 相続放棄ってのはありますね。相続しない、そういう意味なの。

事務局： 相続放棄ではなくて、その方がもう相続しないということで、その人の分がそのまま〇〇〇〇さんのところに相続になったんですよ。

4 番： 相続の権利の放棄というのが、そういうことがあって。

事務局： はい。

4 番： 法律的に問題ないですよ。

事務局： そうですね。法律的な手続ということで。

4 番： それで相続の放棄と。

事務局： 裁判所のほうに届出されて、もうそのことについてお孫さんも納得したと。

4 番： 分かりました。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

2 番： 27ページの台帳地目のところに原野って書いてあるんですけど、実際はどういうところなの。

事務局： 台帳地目のところは原野にはなっていますけれども、実際のところは、田として利用ができたという。

2 番： どこなんやろう。

事務局： 現場を見ると、写真を見てみないとちょっとあれなんですけど。

2 番： まあ、いいですけど。原野って書いてあるから。

議 長： 地図見りやすぐ分かるんでしょ。

事務局： そうですね。

議 長： ほかにはありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、31ページをご覧ください。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を、ご説明いたします。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきまして、こちらは〇〇〇〇さんの田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 報告第1号との面積の違いってのは何でなんですか。

事務局： 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇が最初に契約した時点では、登記簿上の面積が561㎡あったんですが、その後、その土地においては2筆に分筆されまして、一方は道路部分になっておりまして、もう一方は実際に田んぼということになっています。契約自体はもうそのまま来ていますので、契約上はもう田になっています。

議 長： 分かりました、いいです。

本件についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「6月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 6月の定例総会につきまして、6月26日水曜日午後1時半からお願いしたいと思います。

以上です。

議長： ただいま6月の定例総会は、26日午後1時30分から開催するという話がありましたので、このことについてご意見何かありましたら、ぜひお願いします。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、6月の定例総会は、6月26日午後1時30分から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいまの説明につきまして、ご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

では、6月8日午前8時40分から春の畑作調査を行います。来月の委員会には、基本構想改正案が出ますので、事前に一読していただければありがたいと思います。ほかにご質問ありませんか。

5 番： ちょっと戻るんですけど、1ページ、先月の農業委員会定例総会ですけども、私はちょっと農作業があったんで参加できないということは事前に農業組合に連絡してるんですけども、備考欄見ますと、参加された方が農業委員が9名で推進委員が2名で合計11名で、農業委員と推進委員のトータル数は24名なんで、過半数に達してないんじゃないのかなと思うんです。ということは、先月の農業委員会は不成立だったということですか。

事務局： 実際のところ議決権がございますのは、農業委員さんと推進委員さんと2種類ありますが、議決権があるのが農業委員さんだけなんです。賛成ですか、反対ですかという、挙手していただくのは農業委員さんだけなんです。議決権があるのは農業委員さんだけです。実際の議決権でいうと、14名議決権をお持ちの方がいらっしゃいますので、実際のところ過半数というとその14名に対して7名という

ことになりますので、実際のところは成立しています。

5 番： 前まで、議事に入る前に本日の出席状況というので、総勢24名中何名という言われ方をしているんで、そうかなと思っていたんですけど、実際はそうではないんですね。

事務局： はい。

議長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。
これでその他の（２）を終わりたいと思います。
それ以外に、皆さん方のほうから、何かご意見承りたいと思います。よろしいですか。

事務局からはよろしいですか。

（質問、意見なし）

◇ 閉 会

議長： ないようですので、これで本日の会議は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年5月27日

議 長

委 員

委 員